

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令 参照条文

【目次】

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄） 1

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄） 1

○所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）（抄） 1

○戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄） 1

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2・3（略）

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2・4（略）

○所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〜七（略）

八 第五条中相続税法第五十八条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十八条及び第八十六条（地方自治法別表第一の改正規定に限る。）

の規定 令和六年三月一日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

○戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇四 (略)

五 第二百十条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百二十八条から第三百十条までの改正規定、第三百三十七条を改め、同条を第三百三十九条とする改正規定（第三百三十七条を改める部分に限る。）、第三百三十四条を改め、同条を第三百三十六条とする改正規定（第三百三十四条を改める部分に限る。）及び第三百三十三条を改め、同条を第三百三十五条とする改正規定（第三百三十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日